

北九州広域都市計画

区域区分の変更

令和6年 月 日 告示

北九州 市

北九州広域都市計画区域区分の変更（北九州市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

| 区 分 | 年 次 | 平成27年 (基準年) | 令和7年 (基準年の10年後) |
|-----------|-----|----------------|--------------------|
| 都市計画区域内人口 | | 1,036千人 | 984千人 |
| 市街化区域内人口 | | 990千人 | 944千人 |
| 配分する人口 | | - | 939千人 |
| 保留する人口 | | - | 5千人 |
| （特定保留） | | - | 0人 |
| （一般保留） | | - | 5千人 |

(注) 四捨五人の関係で計算が合わない場合がある。

理 由
別紙のとおり

理 由 書

北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部区域で構成されている。このうち北九州市については、昭和45年12月28日に線引きに係る都市計画を初めて決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに8回の定期見直しに加え、必要に応じて随時見直しを行ってきた。

本市では、平成30年に「北九州市都市計画マスタープラン」を改定し、少子高齢化の時代においても活力のあるまちを持続的に育てていくため、コンパクトなまちづくりを推進していくこととしている。

今回の区域区分の変更は、市街化区域内の災害リスクの高い地域や人口密度の低下が見込まれる地域などを新たな住宅地開発等により市街化が広がらないように、市街化区域を市街化調整区域へ編入するものである。